

# 重要事項説明書

「認知症対応型通所介護」  
及び  
「予防認知症対応型通所介護」

医療法人 聖峰会  
さくらデイサービス日田

## 「さくらデイサービス日田」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

事業所番号 4470400617

当事業所はご利用者に対して介護予防通所介護または通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### 1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人 聖峰会
- (2) 法人所在地 福岡県久留米市田主丸町益生田 892
- (3) 電話番号 0943 (72) 2460
- (4) 代表者氏名 理事長 鬼塚 一郎
- (5) 設立年月 昭和 37 年 4 月 1 日

### 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護事業所  
平成 16 年 6 月 1 日指定
- (2) 事業所の目的
  - 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、契約書の第 4 条及び第 5 条に定める介護予防通所介護または通所介護サービスを提供します。
  - 2 事業者が利用者に対して実施する介護予防通所介護または通所介護サービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項は『介護予防通所介護または通所介護計画』に定めることとします。
- (3) 事業所の名称 さくらデイサービス日田
- (4) 事業所の所在地 大分県日田市大字有田字小金田 455-1
- (5) 電話番号 0973 (26) 0588
- (6) 事業所長（管理者）氏名 栗野 洋平
- (7) 当事業所の運営方針
  - 1 要介護状態等となった場合において、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。
  - 2 利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
  - 3 介護予防通所介護または通所介護の事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村等保険者（以下『保険者』という。）、居宅介護支援事業者、

他の居宅サービス事業者その他の保健、医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(8) 開設年月 平成 16 年 6 月 1 日

(9) 利用定員 12 人

### 3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 日田市

受付時間及びサービス提供時間帯

受付時間	月～日 (祝祭日を含む)	8:30～17:00
サービス提供時間帯	月～日 (祝祭日を含む)	8:45～16:00

### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して介護予防通所介護または通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤(名) 1ユニット につき
1. 事業所長(管理者)	1
2. 生活相談員	1以上
3. 看介護職員	2以上
4. 調理師	1以上

### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合があります。 |
|---|

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 食事(居宅サービス計画等において、食事の提供が予定されている方に限ります。)

- ・当事業所では、栄養、並びにご利用者の身体の状況、および嗜好を考慮した食事を提供します。

(食事時間) 12:00～

②入浴

- ・入浴又は清拭を行います。

③排泄

- ・ご利用者の排泄の介助を行います。

④機能訓練（生活リハビリ）

- ・ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するため介護予防通所介護または通所介護計画に基づき訓練を実施します。

⑤送迎サービス

- ・ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

<サービス利用料金(1回あたり)>

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

（上記サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度及び加算の有無に応じて異なります。）

（単位：円）

サービス提供時間	要介護度	基本料金	個別機能訓練加算	入浴加算	若年性認知症受入加算	処遇改善 加算 I
6 7 時間以上未満	要支援 1	760	27	40	60	算定した単位の 18.1%
	要支援 2	851				
	要介護 1	880				
	要介護 2	974				
	要介護 3	1.066				
	要介護 4	1.161				
	要介護 5	1.256				
7 8 時間以上未満	要支援 1	861				
	要支援 2	961				
	要介護 1	994				
	要介護 2	1.102				
	要介護 3	1.210				
	要介護 4	1.319				
	要介護 5	1.427				
8 9 時間以上未満	要支援 1	888				
	要支援 2	991				
	要介護 1	1.026				
	要介護 2	1.137				
	要介護 3	1.248				
	要介護 4	1.362				
	要介護 5	1.472				

※ 3 時間以上であれば短時間の利用も可能です詳しくは別紙の料金表をご覧ください  
時間外加算

算定項目（算定単位は1回につき）	
9 時間以上 10 時間未満	基本料金 + 50
10 時間以上 11 時間未満	基本料金 + 100
11 時間以上 12 時間未満	基本料金 + 150

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額

を変更します。(2割負担・3割負担等)

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第6条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食費

朝食 250円 昼食 400円 夕食 400円

② その他のサービス

(i) レクリエーション、クラブ活動

(ii) 日常生活上必要となる諸費用

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。上記についてご利用者のご希望により提供させていただきます。但し費用については実費をご負担いただく場合があります。

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第6条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用については、翌月10日頃に請求書を発行し、25日の引き落としになります。(福岡銀行・西日本シティ銀行・郵貯銀行の3行)

※通帳をお持ちで無い方はご相談ください。

(4) 利用の中止、変更、追加(契約書第8条参照)

○利用予定日の前に、ご利用者の都合により、介護予防通所介護サービスまたは通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として所定の額をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

## 6. 苦情の受付について(契約書第21条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者) 栗野 洋平

○受付時間 毎週月曜日～日曜日 8:30～17:00

(2) その他 苦情処理及び苦情受付機関

事業所長(管理者) 栗野 洋平	0973-26-0588
日田市役所長寿福祉課介護保険係	0973-22-8264
大分県国民健康保険団体連合会	097-534-8480

## 7. サービス提供における事業者の義務（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5 年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（個人情報守秘義務）  
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、市や医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。  
また、ご利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。

## 8. サービスの利用に関する留意事項

### （1）施設・設備の使用上の注意（契約書第 12 条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### （2）喫煙 事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

## 9. 損害賠償について（契約書第 13 条、第 14 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 10. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から 5 年間ですが、5 年が経過する場合は、改めて 5 年間の更新契約を行います。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

（契約書第 16 条参照）

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

**(1) ご利用者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 17 条、第 18 条参照）**

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者が入院された場合
- ③ご利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）等」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護予防通所介護または通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

**(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 19 条参照）**

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

**(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 16 条参照）**

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。